

## 瀬戸市子どもの権利条例案の要綱へのパブリックコメント手続 実施結果

- 1 意見募集期間 令和4年6月6日（月）から令和4年7月5日（火）まで
- 2 意見提出人数 7 人
- 3 意見件数 30 件
- 4 意見への対応
 

A	意見を踏まえて、条例案への反映を検討するもの	2 件
B	意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの	9 件
C	今後の事業実施の参考とするもの	19 件
D	その他	件

No.	意見	対応	市の考え方
1	<p>「条例案作成の理由について」のページ、最後から2番目の段落は、「これらを踏まえ」で始まり「重要です。」で終わっています。そして、最後の段落は「このことから」で始まり「作成しました。」で終わっています。</p> <p>「これらを踏まえ」で始まるなら、最後は「取り組みます」とか「策定しました」など、最後の段落と同じように、動詞で終わった方が自然なように思いました。</p> <p>全く違う例でスママセンが、野球の試合を例にすると、「前回の結果を踏まえ、打順を変更しました」のような感じでしょうか。</p>	A	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見を参考に、子どもの権利条例案に反映させていただきます。</p>
2	<p>子ども用の条例案の最後の文章の最後の部分に「大人（子どもの権利擁護委員という人）がやってくれます」とありますが、「やってくれます」という表現が気になっています。</p> <p>「やってくれる」という表現からは、瀬戸市が子どもに対して上から目線でものを言っているように読み取られる可能性を感じます。瀬戸市が、子どもを一人前の人格として考えていることが伝わりにくくならないか気がかりです。</p>	A	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見を参考に、子どもの権利条例案に反映させていただきます。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
	<p>例えば、言葉の順番等を入れ替えて、こんなのはどうでしょうか。</p> <p>子どもの権利擁護委員（権利に詳しい大人）が、権利が守られていない子どもの話を聞いたり、関係するところと話し合ったりしながら、子どもの権利が守られるようにします。</p>		
3	<p>「瀬戸市子どもの権利条例案について」の条例作成の理由について、「…差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられる等に苦しむ子どもたちがおり、子どもの権利が守られているとは言い難い状況にあることがわかりました」と表記してあります。子どもの権利が守られていない状況に対してどのように対応してきたのか、権利条例を策定してどのようなことが期待されるのか明らかにしてほしいです。</p>	C	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>子どもの虐待やいじめをはじめとする相談や対応に加え、子どもの居場所づくり等に取り組んでいます。しかしながら、虐待等に関する子どもや若者の相談件数は年々増加傾向にあることから、この条例が、広く市民の皆様に子どもは一人の人間として様々な権利を有していることを理解していただく機会になることと、子どもの権利が保障される環境を整えるための基盤となることを期待しています。</p>
4	<p>「瀬戸市子どもの権利条例案 要綱」で、子どもの権利を保障するための責務・役割について保護者・地域住民に関する内容は必要ないと考えます。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>子どもは社会全体のかけがえのない存在であり、社会全体で子どもの権利を守っていく必要があると考えております。そのため、その周知も含めて、保護者、地域住民に対しての役割を定めております。</p>
5	<p>自助・共助で賄うのではなく、少なすぎる子ども予算を増額し、子どもに関わりケアをする専門職員増が必要です。国や県に対して要求すべきと、ひとこと付け加えておきます。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>いただきましたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>「瀬戸市子どもの権利条例案 要綱」の主に学校の役割について述べます。</p> <p>教育現場では、人権学習が積極的に</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を参考に子どもの権</p>

No.	意見	対応	市の考え方
	<p>行われているとはいいがたい状況にあります。国連からも繰り返し勧告されている過度な競争・管理教育、いじめ、不登校、理不尽な校則など、学校における権利侵害は重大です。子どもの権利条約の学習を教育課程に組み入れ、人権侵害の点検活動を定期的に行うなど行動提起が必要と考えます。まず、どういう権利が保障され、どのように侵害されていきづらい状況になっているのかを子どもが認識することが大事と考えます。</p>		<p>利条例に基づき、子どもにやさしいまちづくりを進めて参ります。</p>
7	<p>目的に「権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項等を定める」とありますが、抽象的です。「子どもの権利擁護委員（会）」について、「是正措置を講ずるように勧告すること」とありますが、「勧告」の権限がどこまで及ぶものか、また、「制度の改善を要請すること」の内容についての説明を求めます。子ども自身が権利侵害や不利益に対し声を上げるのは非常に難しいです。子どもの意見表明を代弁し、個別事案の相談や救済に対応する独立した立場での「権利擁護委員会」の設置を望みます。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 子どもの権利擁護委員については、独立した立場での設置を考えております。</p>
8	<p>瀬戸市子どもの権利条例制定では条例を作るだけでなく、その過程で人権（子どもの人権）について理解を深め、その後の活動において子どもの人権を何としても守りぬくというかたい決意表明が必要です。そうしたことにより、「瀬戸市の教育における3つ理念」 子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」市民が「瀬戸で生きてよかった」に近づくものと考えます。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 頂いたご意見を参考に子どもの権利条例に基づき子どもにやさしいまちづくりを進めて参ります。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
9	<p>今回、瀬戸市が「子どもの権利条例」を作ろうとされ、そのために「子ども若者会議」を開かれ子どもたちの意見を取り入れようとされたことは、とても良いことだと思っています。子どもの意見表明権の第1歩であると思います。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 子どもの意見を聴く機会として、この子どもの権利条例の中に「子ども・若者会議」の設置を定め、子どもの今・未来応援基金も活用しながら、運営していけたらと考えております。</p>
10	<p>瀬戸市の現状は大人たちが「子どもの権利」を認識し、接しているとは言えないし、ニュース等で報道される教師による体罰・セクハラ・犯罪行為や保護者による育児放棄・虐待・殺人など（瀬戸市に限りませんが・・・）大人が子どもの人権を守っていない事例が多々あると思います。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 ご意見のとおり、大人が子どもの人権を守っていない事例も散見され、子どもの権利保障のために子どもの権利条例を制定することとしております。</p>
11	<p>また、瀬戸市の政策においても、子どもの最善の利益を優先したとは言えないことがあります。例えば5小2中を合併し、子どもを遠くから通わせる「にじの丘学園」。スクールバスではなく、路線バスを有料で使わせる。そのバスの見守り活動を停止するなど採算優先ではないでしょうか。また、現在計画中的の菱野団地の統廃合についても児童生徒の意見を聞かれているのでしょうか。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 本意見中、個別の施策のご意見については子どもの権利条例の要綱案への直接のご意見ではございませんが、今後、子どもの権利条例案には「子ども・若者会議」をはじめとする、子ども・若者の意見を聴く機会を設けることを記載します。</p>
12	<p>「子どもの権利条例」を言葉だけに終わらせず、実効ある中身・政策を実施していただきたいと思います。新生児から18歳の成人に至るまで瀬戸市が実施されている色々な施策が、「子どもの権利条例」をもとに子どもの最善の利益・権利を守るものになるように、よろしくお願いいたします。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。  「子どもの権利の保障」を定める条例として、「子どもの最善の利益」が守られるようにしていけるようにして参ります。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
13	<p>子どもの権利条約に比べて不十分なところ</p> <p>・第6条</p> <p>1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。</p> <p>2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。</p> <p>・第12条</p> <p>1 締約国は、事故の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項において自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。</p> <p>・第13条</p> <p>1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報又は考えを求め、受け又は伝える自由を含む。</p> <p>2 1の権利を行使するについては、一定の制限を課することが出来る。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。</p> <p>(a) 他の者の権利又は信用の尊重</p> <p>(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康もしくは道徳の保護</p> <p>第14条</p> <p>1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由について児童の権利を尊重する。</p> <p>第15条</p> <p>1 締約国は、結社の自由及び平和な集会の自由についての児童の権利を認める。</p> <p>第16条</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>子どもの権利条約は、全54条からなり、「生きる権利」、「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を柱としております。瀬戸市の子どもの権利条例(案)においても、この4つの権利の視点から子どもの権利をまとめていくこととしています。子どもの権利条例案では具体的に権利を示します。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
	<p>1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。</p> <p>2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける管理を有する。</p> <p>・第28条 1の(a) 初等教育は義務的なものとし、すべてのものに対して無償のものとする。</p> <p>・第29条 1の(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な限度まで発達させること。</p> <p>まだまだ未確認の条項もあります。等など、子どもの権利条約の対する理解が不足していると考えます。現状をどう見るかによっては、今の瀬戸市の子どもたちが、自分にどんな権利が保障されているのかを知らずに、生活している実態があるのではないのでしょうか。</p>		
14	<p>取り上げてみたいのは、 ①初等教育の無償化の問題です。もちろん国との財政的な関連もありますが、給食費の無償化、通学費用の、無償化、教材費の無償化等、子どもを持つ家庭への教育費の負担は大きなものがあります。しかし、この度の権利条例制定に伴い、少子化対策の観点からも、18歳の教育費の無償化を実現させるべきだと考えます。特に、にじの丘のバス通学者に対する協力費は廃止すべきです。そして、全学区へバス通学を利用可能にすべきです。まずは、文科省の通知通り、スクールバス運行協議会を設置すべきです。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。ご意見をありがとうございます。</p> <p>本意見につきましては、子どもの権利条例案要綱への直接の意見ではございませんが、いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
15	<p>②通学の安全確保の問題です。愛知県は全国に先駆けて通学路の安全確保を先進的に実施している自治体ですが、瀬戸市においては、通学自体の指定表示が少なく、安全施設の設置もあまり進んでいません。子どもの権利条約の第6条から考えても、子どもの生命や発達を保障するための最低限の保障が、守られていません。特に道路事情が悪化している現状からしても、通学路の安全施設の設置は、急務です。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 本意見につきましては、子どもの権利条例案要綱への直接の意見ではございませんが、いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>③学校教育の公開性の問題です。地域に開かれた学校を本当に目指しているのか疑問です。私はにじの丘学区に住んでいますが、にじの丘の子どもたちの教育内容はよくわかりません。タブレットが一人一台支給されているそうですが、どのくらい活用されているのか実際にはわかりません。視力がどの程度低下しているのかも心配です。水筒を持参しているようですが、この暑さの中で、足りない分は学校で補充できているのでしょうか。地域の住民が地域の学校のことを知ることが出来ないという実態が、教育の閉鎖性を生んでいるのではないのでしょうか。個人情報保護の観点から、個別の事例を公開できませんが、いい事ばかりでなく、問題点も情報公開していただきたい。地域の住民が学校教育に少しでも関わられるように公開性を確保していただきたい。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 本意見につきましては、子どもの権利条例案要綱への直接の意見ではございませんが、いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>④「瀬戸に住んで良かった、瀬戸で学んで良かった」という合い言葉が出来て久しいのですが、今そんなことが言えない教育の現状が瀬戸市では進行していると思います。いじめふとうこうに始まり、赤信号で交差点を渡る規範性の欠如、車優先の交通事業、なんでも無償ボランティア</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 本意見につきましては、子どもの権利条例案要綱への直接の意見ではございませんが、いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
	<p>にたよりきっている支援制度などなど、教育費の増額は待ったなしです。統廃合に伴う教員数の減少。地域から学校が消え地域が崩壊している現状。総合計画を話し合っている人たちは、本当に子どもたちの心身ともに健やかに成長することをねがっているのか疑問です。</p>		
18	<p>⑤ 子どもたちの人格・才能など能力を最大限発達させるための教育政策が実施させられているか、知り得ない状況である。少なくとも学力テストの結果は、決してそうになっていないものである。ただ、学力テストの問題そのものが、子どもたちの能力を正しく吐かれているのだろうか。また限られた能力しか測られていないのではないか。タブレットを使った教育が進められ、教材の中に能力を最大限八田（発展？）させるだけの柔軟性が加味されているのだろうか。教材の限界があり、一定の能力以上にしか進めない限界があるのではないか。教科書検定制度による、一定の価値観の押しつけが進んではいけないか。教育内容に大いに疑問がある。実態は子どもたちにとって最善の利益が得られるような教育が進められていないように感じます。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 本意見につきましては、子どもの権利条例案要綱への直接の意見ではございませんが、いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>子どもの権利条約を批准してから、28年後にようやくスタートしようとしている日本の現状は、憂うべきものであり、遅きに失していますが、これから進めるのなら、全面的に実施するではないでしょうか。世界標準という理解が必要です。現状に合わせるのではなく、現状を動（ど）のように変えていくのかの視点が必要です。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
20	<p>安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちになるようにとの条例制定、素敵なことだと思います。案の内容も、それぞれの立場で取り組むべきことについての条文が掲げられ、わかりやすいです。</p> <p>具体的な例や、より噛み砕いた表現でのプランの詳細が別な形で添えられると、条例の内容がよりイメージしやすいですし、イラストやマーク、漫画などを用いての説明があると、子ども達にも理解しやすく、多くの人に親しみをもってもらえるのではないかと思います。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>本意見につきましては、子どもの権利条例が制定された際には、事業の参考とさせていただき、市民の皆さんにわかりやすく、周知していくようにいたします。</p>
21	<p>この条例制定が、街のそれぞれの人々が、それぞれの立場で、子どもの権利や子どもとの関わり方について改めて見直し、考えてみる機会となり、様々な場所やシーンで、今までよりさらに子育て環境が充実し、子どもの笑顔が溢れる街へバージョンアップしていくことを期待します。</p> <p>私自身、この条例案(特に子どもバージョン)を読み、反省させられることがありましてし、子どもとの関わりについて考え直す機会となりました。</p> <p>ただ、この考えた先の行動を実際にとれるかが、一番大事なことになるかと思います。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を参考に子どもの権利条例を基本に子どもにやさしいまちづくりを進めて参ります。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
22	<p>それから、SOS をより求めている子ども&amp;親ほど、その声が必要なところに届きづらかったりするのではないかと思います。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 子どもの権利条例案に、「相談する環境」を整えていくことを記載いたします。</p>
23	<p>子ども・若者会議をはじめとする子どもの意見を聴取する場と、条例の中にありますが、会議に参加できない状況にある子ども達の声や、代弁者が必要な子ども達の声を受け取る手段やルートも確保されると良いように感じます。</p> <p>また、条例をはじめて読んだ私のような人は、子ども・若者会議 がどんな場なのかがよくわからないので、どんな人が参加でき、どんな会議なのかが、少しわかるように書かれていると良いのでは？と思います。</p> <p>また、子ども達にこの会議の存在を知ってもらえるよう、子どもバージョンにも、子ども・若者会議 という具体的な名称が入っていてもいいのかな？と感じました。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。 子どもの権利条例を制定する際に、「子ども・若者会議」を意見表明の場として位置づけていく予定です。その会議のあり方や会議自体の周知の方法については、ご意見を参考にさせていただき、実施していきたいと考えております。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
24	<p>私自身の子育ては、まだ道半ばですが、これまで、本当にいろいろな方々に支えられてきています。的確なアドバイスをくださった保健師さん、いつも子どもと私に寄り添い、根気よく面倒をみてくださった保育士さん、必要な場面でさりげないサポートをしてくださった学校の先生方や相談室の先生、子育てサークルの頼もしいママさん達、毎朝、声をかけ、成長を日々見守ってくださった地域の方々等々。</p> <p>本当にたくさんの方々に支え助けていただき、育ててもらっています。</p> <p>街全体で健やかな子どもの成長をサポートし、孤立してしまう親子のいない社会となる実効力のある条例になることを期待します。</p> <p>条例に掲げられた内容が、街のあらゆる実生活の中で、個々の状況にあわせてコーディネートされて運用されて、条例の内容が浸透し、将来、この条例がなくても、子どもの笑顔が溢れる街になるといいです。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>ご自身のたくさんの経験を教えてくださりありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を、これからの事業実施の参考にさせていただき、子どもの権利の保障を中心に事業を進めて参ります。</p>
25	<p>公民館、公共施設に安心して勉強できる自習室を設置しよう！（出張先生の存在が必要です）（地域のお力添えも）</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を、これからの事業実施の参考にさせていただき、子どもの権利の保障を主体に事業を進めて参ります。</p>
26	<p>地域のお母さんの存在を求めよう！なんでも話せる温かい存在（子どもの心を開ける役割）民生委員や主任児童委員、研修を受けた地域の方々</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見を、これからの事業実施の参考にさせていただき、子どもの権利の保障を主体に事業を進めて参ります。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
27	<p>子どもの心が体が健康で育つために、よりよい権利条例ができますように願います。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただきありがとうございます。  頂いたご意見を、これからの事業実施の参考にさせていただき、子どもの権利の保障を主眼に置いて事業の実施を通して、子どもの権利条例を基本に子どもにやさしいまちづくりを進めて参ります。</p>
28	<p>「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました(ユニセフのサイトより)。このように国際的条約に基づいても、又、日本国憲法・教育基本法に基づいても、子どもの人権を守る方向で瀬戸市が条例を定めることは、大切なことだと思います。</p> <p>瀬戸市の条例(案)も重要な内容を示しています。ただし、その精神に基づいて、瀬戸市が具体化していくことこそ、これから一番求められます。</p>	C	<p>ご意見・ご提案をいただき、ありがとうございます。  子どもの権利条例を定めることの大切さをご理解いただきありがとうございます。ご提案のとおり、子どもの権利保障を具現化していくことは大変重要なことと考えており、これからの施策に生かして参ります。</p>
29	<p>また、子どもたちや市民にも色々な機会を通じて知らせていただくことも重要だと思います。</p>	B	<p>機会があるごとに、子どもたちや市民の皆様にも子どもの権利を周知することも条例案に記載します。</p>

No.	意見	対応	市の考え方
30	<p>残念ながら、弱い立場である障がい者の人権を守られなければならない瀬戸市が数年前に補助金をカットしました。また、7校を統合して「にじの丘学園」を造ってしまった瀬戸市は、子ども達や地域住民の意見をほんとうに尊重していたのか、大変疑問に感じております。</p> <p>また、子どもにとっても教員にとってもよい少人数学級でよりよく学ぶ・教える権利を独自に瀬戸市も追及してほしいです。高くなってきた材料費の関係もあり、給食費への補助金を出すなどもしてほしいです。</p> <p>子ども医療費補助金制度も中学生まで拡大されてはきていますが、さらに18才まで拡大する方向もありだと思います。</p> <p>瀬戸市子どもの権利条約で、子どもたちのために、子どもたちの意見を聞きながら、どのように財政を確保しながらどのような具体策をとられるのかを、さらに示していただければと思います。</p>	B	<p>ご意見・ご提案をいただき、ありがとうございます</p> <p>本意見につきましては、個別の政策については、子どもの権利条例の要綱案への直接のご意見では、ございませんが、今後、子どもの権利条例を制定した際には、「子どもの意見表明の場」として子ども・若者会議を設けることとしております。子ども・若者の声を施策に生かしていくことができたらと考えております。</p>